

杉並区産 MaaS システム構築等業務委託事業者選定
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

杉並区都市整備部管理課

1. 業務の目的

杉並区（以下「区」という。）は、これまで「杉並区総合計画・杉並区実行計画」、「杉並区地域公共交通計画」及び「自転車活用推進計画」等（以下「総合計画等」という。）に基づき、誰もが気軽に移動できる利便性の高い地域交通環境の形成に向け、南北バスすぎ丸の運行やシェアサイクルの導入、グリーンスローモビリティの実証運行等を実施してきました。

今後は、総合計画等に基づき、グリーンスローモビリティの本格運行に加え AI オンデマンド交通の実証運行や自動運転技術の活用等、更なる移動サービスの拡充を予定しています。その中で区は、中期的視点に立ち、ゼロカーボンシティや交通事故のない社会の実現を見据え、既存公共交通や自転車の活用を促進するとともに、データ連携や移動のつながりを高めるプラットフォームとしての MaaS を活用し、新たにこの杉並から生まれ近隣自治体等に波及効果のあるビジネスモデルの構築を検討しています。

本業務は、MaaS を基軸として、移動から派生する都内住宅都市部固有の課題解決並びに新たな移動価値を創出するためのシステム構築等を目的とするものです。

2. 業務の概要

(1) 業務名

杉並区産 MaaS システム構築等業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙 1 「業務説明書」のとおり

(3) 履行期間

①令和 6 年度

契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

ただし、MaaS 等の実証実験は、グリーンスローモビリティの本格運行に合わせ、令和 6 年 11 月から開始することとします。

②令和 7 年度

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（予定）

③令和 8 年度

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（予定）

(4) 業務委託経費（上限額）

①令和 6 年度

28,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、AI オンデマンド交通の車両運行业務の委託費を除きます。

②令和 7 年度 ※

12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

③令和 8 年度 ※

12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和 7 年度及び令和 8 年度については、予算が確定していないため、金額については本プロポーザルの評価における参考金額であり、契約金額として確約するものではありません。また、参考金額については、「杉並区実行計画」に基づく経費のうち、MaaS 及び AI オンデマンド交通のシステム運用に関する費用の合計となります。（9. その他留意事項（10）を参照。）

3. 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人格を有する事業者で、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により納税の特例猶予を受けていた場合はその旨を証する書類（「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その 1）」など）を提出すること。
- (6) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和 4 年法律第 105 号）第 4 条各号に掲げる禁止行為を行っていないこと。
- (7) ISO27001 又はプライバシーマークの付与を受けていること。

4. 実施手順

実施要領の公表から受託者候補者選定結果の通知までの実施手順（概要）は次の表のとおりとします。

内容	期日等
実施要領の公表	令和 6 年 4 月 26 日（金）
質問受付期間	令和 6 年 4 月 26 日（金）から 令和 6 年 5 月 13 日（月）午後 5 時まで（必着） ※質問及び回答は、令和 6 年 5 月 15 日（水）までに、 区公式ホームページ上で一括して公開します。
企画提案書等提出期間	令和 6 年 5 月 16 日（木）から 令和 6 年 5 月 23 日（木）午後 5 時まで（必着）
第一次審査（書類審査）	令和 6 年 6 月 4 日（火）（予定） ※第二次審査の対象となる参加事業者を選定します （3 事業者程度）。
第一次審査結果通知	令和 6 年 6 月 11 日（火）（予定）
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和 6 年 7 月 9 日（火）（予定）
受託者候補者選定結果の通知	令和 6 年 7 月下旬（予定）

5. 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 受付方法

「質問書」（様式 1）に質問内容を記載の上、電子メールにより提出してください。
件名は「杉並区産 MaaS システム構築：実施要領質問（事業者名）」としてください。

なお、電話での質問及び回答に対する再質問には応じません。

(2) 受付先

「10. 担当課（事務局）」に同じ。

(3) 受付期限

令和6年5月13日（月）午後5時まで（必着）

(4) 回答方法

質問及び回答は、令和6年5月15日（水）までに、区公式ホームページ上で一括して公開します。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は、「提出書類一覧」（様式3）のとおりです。

(2) 提出部数

提出書類の正本1部・副本7部をそれぞれ製本（A4縦長ファイル等で綴じる）し、提出書類一覧を先頭に綴じ、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。また、表紙及び背表紙に、当該提出書類名（杉並区産 MaaS システム構築等業務委託事業者選定公募型プロポーザル企画提案書）を付し、正本のみに事業者名を付してください。

副本については応募事業者が特定できるような名称（社会福祉法人、株式会社等の表記も含む）、ロゴマーク等は、使用しないでください。それらが記載されている書類については当該箇所をマスキングし、判別できないようにしてください。また、個人情報については、正本・副本とも同様の処理を行ってください。

(3) 提出方法

提出書類の確認を行って受理しますので、原則、持参してください。（要事前予約）
なお、郵送等の場合は、提出書類に漏れがないよう留意し、書留郵便により提出してください。

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「杉並区産 MaaS システム構築等業務委託事業者選定公募型プロポーザル応募書類在中」と朱書きしてください。

(4) 提出先

「10. 担当課（事務局）」に同じ。

(5) 提出期限

令和6年5月23日（木）午後5時 必着

未着・遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

7. 受託者候補者の選定手順

杉並区産 MaaS システム構築等業務委託受託者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等の提出された書類およびプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を選定します。

なお、2（4）①の提案上限額を超える提案を行った参加事業者は審査対象となりません。また、選定委員会で審査をした結果、一定の点数に満たない事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 主な評価基準

①経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況等	経営状況は良好であるか
	役員に占める女性の比率
	働きやすい・働きがいのある職場環境であるか
業務実績	国内他自治体等における MaaS システム構築又は実装の実績があるか
業務遂行力	業務の遂行体制は妥当であるか
情報セキュリティ	情報セキュリティ対策は適切であるか

②企画提案に関する評価基準

評価項目	評価の内容
業務の理解度	業務内容を理解した提案となっているか
業務推進体制	コンソーシアムを構成する事業者は適切か
提案内容の妥当性	デジタルチケットや予約・決済機能等のユーザーインターフェイスは、多様な利用者が使いやすく・使いたくなる仕様となっているか
	ルート検索機能は、環境負荷の低減に資するとともに、地域特性に即し様々な交通手段に対応したものとなっているか
	データ収集及び管理機能により収集できるデータは、可視化や標準化等を含む十分なものとなっているか
	データの収集及び提供に係る個人情報の取り扱いは適切か
	運用・保守は適切に行われるか
	スケジュールは実施可能なものとなっているか
	地域住民や来街者等へのマネタイズを含めたプロモーションプランは適切か
	AI オンデマンド交通のシステムと MaaS は適切な連携が可能か
	AI オンデマンド交通実証運行に係る業務支援は適切か
	産官学民連携等を含め、移動需要を創出することにより、公共交通や自転車の更なる活用を促進することが可能か
将来性を含め、交通安全の確保、データ連携等の拡張性、ゼロカーボンへの可能性、近隣自治体への波及効果等、本事業実施による付加価値の創出はあるか	
費用対効果	コストは妥当か

業務に対する取組姿勢	業務に対する取組姿勢が適切で意欲があるか
資料調整能力	企画提案書は本業務の目的に沿った、分かりやすい内容となっているか

(2) 審査方法

①第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、選定委員会で第一次審査を実施し、第一次審査通過者（第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位3事業者程度）を選定します。

第一次審査の結果は、令和6年6月11日（火）（予定）に、第一次審査の対象となった全ての事業者に通知します。

②第二次審査（企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、選定委員会において、企画提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、契約を締結する受託者候補者（第一次、第二次審査の配点総合計の6割以上を得た最上位の事業者）を選定します。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和6年7月下旬に、全ての第二次審査参加事業者に対して通知します。また、受託者候補者名は区ホームページ上で公表します。

※非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができません。

8. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。この場合、既に提出された企画提案書等は返却しません。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合

特に、応募事業者（応募予定者の関係者を含む）は、選定委員会の設置から選定の通知が来るまでの間、選定委員会委員及びこの募集に関係する区職員（以下「選定委員等」という。）に対し、金銭・物品を贈与すること、接待すること等、自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触を禁止します。

接触の事実が認められた場合は、失格となります。ただし、以下のような場合は含まれません。

- ・実施要領に基づき区が実施する説明会・現地見学会等への参加
- ・実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
- ・自らが構成員の一員となる団体（区との契約の相手方である等の利害関係がないものに限る。）と区が行う事業推進に関する意見交換会等の出席（当該団体が応募関係者である事業者等の利益のためにする行為を行う場合を除く。）
- ・区が主催する審議会、意見交換会等への出席

- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があったと認めら

れる場合

9. その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (3) 選定委員会の会議記録については、選定委員会終了後に公開いたします。
- (4) 契約の締結にあたっては、区指定の標準契約書を使用します。
- (5) 受託者候補者が区と契約を締結する場合、業務の全て又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止します。
- (6) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (7) 受託者候補者が失格要件に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉を行います。
- (8) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、業務に係る仕様を確定させうえて契約を締結します。また、仕様書の内容は提案された内容を基本としますが、受託者候補者と区との協議により最終的に決定します。
- (9) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。
- (10) 令和7年度及び8年度の委託契約は、杉並区議会において当該事業に係る経費を含んだ予算案が可決・成立した場合に、本件とは別に単年度で契約締結する予定です。

10. 担当課（事務局）

杉並区都市整備部管理課交通企画係 担当：宮木 奥山
所在地：杉並区阿佐谷南1-15-1（杉並区役所西棟5階）
電話：03-3312-2111（内線3514）
FAX：03-5307-0689
E-mail：KOUTSU-KIKAKU@city.suginami.lg.jp

業務説明書

1. 業務名

杉並区産 MaaS システム構築等業務委託

2. 業務の推進体制

本業務の推進に当たっては、区を含めたコンソーシアム（共通の目的を持つ複数の企業・団体が協力するために結成する共同体をいう。以下同じ）等を組織できる体制を確保するものとする。

また、コンソーシアムを組織するにあたり各社同意書（押印済）を提出するものとする。

3. 業務の内容

本業務は、MaaS を基軸として、移動から派生する都内住宅都市部固有の課題解決並びに新たな移動価値を創出することを目的に実施する MaaS 実証実験として、次の業務及び別紙 2 に記載の項目を実施する。

- (1) 既存の MaaS プラットフォームを活用した、区内で利用可能な MaaS インターフェイ
スの構築
- (2) MaaS の実証実験に向けた総合的な運用支援
- (3) MaaS と連携した AI オンデマンド交通実証運行システムの構築及び運用支援
- (4) MaaS と連携したグリーンスローモビリティ乗車予約・チケットイン
グ等運用支援及びシェアサイクル等、他のモビリティシステムとの連携
- (5) 既存公共交通等と連携した MaaS 施策の提案
- (6) 上記 (1) から (5) の推進に係る業務支援

4. MaaS インターフェイスの構築

(1) 動作環境

スマートフォン及びタブレット（iOS、Android の双方に対応）や PC で利用可能とすること。

(2) 搭載する機能

- ① デジタルチケット等販売、予約及び決済機能
- ② ルート検索機能

目的地までの様々な交通手段（公共交通、タクシー、シェアサイクル等）や移動方法（CO₂ 排出量が少ないことに加え、距離、時間等）に対応したルート検索ができるようにすること。

- ③ データ収集及び管理機能

各種モビリティサービスの移動データ、購買データ等を連動させ、分析・可視化可能なデータ収集及び管理を行うこと。

(3) 運用及び保守

①システムの更新やシステム障害等、運用・保守については受注者が行うこととする。ただし、掲載情報、地域コンテンツ等の追加、変更等の方法については区と協議の上決定すること。

②区の求めにより、システムのアクセス数、取得した動態データ等を提供すること。

(4) 実装環境及びセキュリティ管理

①実装環境は受注者が用意し、原則として、その環境にて実装を行うこと。ただし、各種サーバー及びネットワークに関するハードウェア、ネットワーク環境はレンタルサーバー、クラウドサービス等により提供し、発注者の建物にサーバー機器等を配置しないものとする。また、サーバー・通信等にかかる費用や本業務におけるドメイン、サーバー等の必要なソフトウェアやハードウェアの手配、システム等の提供のための手続きは受注者が行い、これらに要する経費は本業務の委託料に含まれるものとする。

②本業務の実施にあたり、使用するサーバー、ネットワーク環境は適切なセキュリティ対策を施し、不正アクセスによる情報の流出や改ざんを未然に防ぐものとする。

③情報の処理にあたっては、毀損、漏えい等がないよう取り扱うとともに、関係法令を遵守すること。特に、データの収集及び提供に当たっては、個人情報の取り扱いには十分留意すること。

④受注者は、本業務の履行に当たっては、十分なセキュリティ対策を行い、情報漏えいその他セキュリティインシデントを防止すること。

5. MaaS の実証実験の実施に向けた業務支援

(1) 事前作業

①実施計画

MaaS の実証実験の実施に向けてスケジュールを調整し、業務工程表を作成すること。業務工程表には必要に応じて、リリース作業のリハーサル及びトラブル発生時の対応について記載すること。また、実施前に十分な動作確認を行うこととし、動作確認にあたっては、あらかじめチェックリストを作成のうえ、その確認作業を行い、不具合がないことを確認すること。

②受入テスト

実証実験に向けて最終確認のための受入テストを実施すること。また、受入テストの際に上がった意見について対応すること。

(2) データの取得、分析及び提供

①各種施策で得られるデータを常時収集し、区の求めに応じて、分析及び提供すること。

②実施した各施策の横断的事業効果等を検証しながら、産官学民連携の促進に資する

マーケティング及びマネタイズを含めたプロモーション、MaaS 施策、今後のスマートシティ検討に対して戦略的方向性（助言提案）を示すこと。

(3) MaaS の利用促進に向けたプロモーション

- ①MaaS の実証実験の実施に向けた KPI(クロスセクター効果やウェルビーイング指標等)の設定を支援し、当該目標を達成するためのプロモーションプランを企画して提案すること。
- ②プロモーションプランの企画に当たっては、産官学民連携の促進等を含め提案すること。
- ③MaaS を認知させるとともに、地域コンテンツの情報が入手できる仕組みを企画立案し、次年度の実施に係る費用も含めて提案すること。
- ④プロモーションは委託期間内に完了するものとし、実施に要する経費は本業務の中に含むものとする。

6. MaaS と連携した AI オンデマンド交通実証運行のシステム選定

当該デマンドシステムを包含したエコシステムとしての MaaS を実現するため、次の項目を参考に AI オンデマンド交通システムを選定するとともに、当該システムの運用支援を実施すること。

なお、再委託等に関する経費を含む実証運行に係る経費（車両の運行業務委託費を除く）は本業務の委託料に含まれるものとする。

(1) システム事業者選定に係る条件案

①運行対象区域

杉並区地域公共交通計画における公共交通不便地域を対象とし、選定に当たっては事前に区と協議すること。

②運行時間

9:00~17:00（平日及び土日祝日）

③乗降ポイント設置密度

1 km²当たり 12 か所

④運行車両

1 台

⑤利用者登録及び車両予約

- ・予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応可能である事。
- ・車両予約はスマホ、Web、電話受付が可能である事。
- ・電話受付に関しては、有人の電話受付センター（1 日あたり 20 人程度の電話受付が可能なもの）を設置すること。

⑥運行事業者

区が別途契約を締結する。

(2) 実証運行に係る業務支援

- ①地域の合意形成に関する支援
- ②運行体制構築に関する支援
- ③利用促進に関する支援
- ④運行開始後の定着・改善支援
- ⑤その他事業運営に関わる支援

(3) その他

- ①選定するシステム事業者はコンソーシアムに加入できる事業者とすること。
- ②選定する AI オンデマンド交通システムは MaaS アプリ等（ウェブ、ハイブリッドを含む）への API 連携が可能であり、国内での実績を有すること。但し、実証運行の実績は含まない。
- ③ユーザー側で乗降拠点の指定する方式の他、より効率的な運行ができるように、システム側が乗降拠点を指定する方式の機能をシステムに具備しており、国内での実績を有すること。

7. 既存公共交通等と連携した MaaS 施策の提案

既存公共交通及び区が実施している下記の事業と連携した MaaS 施策を提案すること。

- (1) グリーンスローモビリティ（令和6年11月本格運行予定）
- (2) 南北バスすぎ丸
- (3) シェアサイクル
- (4) 自転車駐車場
- (5) 既存鉄道やバス交通、福祉交通等

8. その他

本事業実施により創出される新たな付加価値について、下記の項目を参考に提案すること。

- (1) 公共交通・自転車の活用促進
- (2) 交通安全の確保
- (3) データ連携等の拡張性
- (4) ゼロカーボンへの可能性
- (5) 近隣自治体への波及効果（区境地域住民の生活圏での移動など）

各年度の事業イメージ（検討項目案）

	MaaS	AI オンデマンド交通	グリーンスローモビリティ
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始後、国が示すスマートシティ関連事業や地域交通共創モデル実証プロジェクト等に応募 ・LINE 連携 ・荻外荘オープン記念との連携 ・荻窪地域の飲食店等の情報発信 ・クーポン、ポイント、マイルージ（お出かけ情報、グルメスポット） ・グリーンスローモビリティのリアルタイム運行情報や予約・決済 ・「環境」「健康」に良い移動経路の推奨（可視化、レコメンド機能） ・シェアサイクルのデジタルスタンプラリー ・すぎ丸のデジタルパス ・自転車駐車場との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・LINE 連携 ・愛称募集 ・住民説明会 ・グリーンスローモビリティと同時に、1年間の実証運行開始 ・MaaS とのシステム連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月から実証運行（3ヶ月） ・11月から本格運行 ・停留所環境整備工事 ・愛称募集 ・車両カスタマイズ ・プロモーション ・LINE 連携 ・MaaS とのシステム連携
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・クーポン、ポイント拡充 ・民間バス・鉄道との連携（バス乗り継ぎ割引など） ・データの活用から、スマートシティ・都市OS ・グリーンスローモビリティ、AI オンデマンド、すぎ丸でのサブスクなどサービス拡充 ・自転車駐車場との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果検証 ・高齢者、障害者等の割引 ・住民説明会 ・エリア縮小・拡大 ・既存バスとの連携 ・実証運行期間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・荻外荘とのコラボレーション拡充 ・モビリティ・マネジメントの視点で、学校教育と連携 ・便数の適正化 ・レンタル業等のサービス拡充
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償福祉運送との連携 ・他自治体との連携 ・地域通貨、カーボンクレジット、マイナンバーカードと連携 ・全体的なマネタイズ検証 ・データの活用から、スマートシティ・都市OS ・2年の成果を可視化（BI） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実証運行期間の延長 ・事業収支の検証 ・他の交通不便地域に拡張 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、荻窪エリアで実施 ・多面的な事業効果を検証